

## 公の施設【基本情報】

施設名	秋葉公園 野外音楽堂
所管部・課	秋葉区役所 建設課
所在地	新潟市秋葉区秋葉3丁目7383番地4
根拠法令	都市公園法
設置条例	新潟市都市公園条例
施設概要	秋葉公園 総面積535,221m <sup>2</sup> 野外音楽堂 ステージ 約80m <sup>2</sup> ・控室 ・物置 ・男子便所 ・女子便所

施設の設置目的
自然の中で市民の教養及び文化の向上を図るため、秋葉公園に野外音楽堂を設置します。
管理・運営に関する基本理念、方針等
<p>秋葉公園は眺望のよい丘陵地を生かして、展望台、運動広場、キャンプ場、野外音楽堂など野外活動のための魅力的な施設がたくさんあり、これらは遊歩道などによって結ばれ、広い範囲を自由に散策できるようになっています。自然の中での憩いの場として、市民の心と体の健康増進を図ります。</p> <p>(1)新潟市都市公園条例等に基づき、市民の心身の健全な発達と明るく豊かな市民生活の形成に寄与する管理運営を行うこと。</p> <p>(2)公の施設管理運営の責務を認識して管理運営を行うとともに、住民サービスの向上や平等利用を確保すること。</p> <p>(3)利用者の意見及び要望を管理運営に反映させること。</p> <p>(4)利用者に対し、安全で快適な環境を提供すること。</p> <p>(5)新潟市個人情報保護条例に基づき、個人情報の保護を徹底するとともに、業務上知り得た情報について守秘義務を順守すること。</p> <p>(6)効率的かつ効果的な管理運営を行い経費の削減に努めること。</p> <p>(7)法令を順守し、施設の管理運営を適切に行うこと。</p>